

佐倉市の個人情報保護

平成22年度 個人情報保護制度運用状況報告書

佐倉市総務部総務課

目 次

1	保有個人情報取扱事務の届出等について	2
	(1) 保有個人情報取扱事務の実施機関ごとの内訳	2
	(2) 保有個人情報取扱事務の届出事項	2
	(3) 保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況について	3
	(4) 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について	3
2	保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の件数並びにその処理状況	3
	(1) 開示請求の件数及びその処理状況	3
	(2) 訂正及び利用停止請求の件数及びその処理状況	3
	(3) 口頭による開示請求の実施状況	3
3	個人情報保護委員に対する不服の申出等	4

1 保有個人情報取扱事務の届出等について

保有個人情報取扱事務総数は、606件になりました。(平成23年3月31日現在)

(1) 保有個人情報取扱事務の実施機関ごとの内訳

(単位：件)

実施機関の名称	部の名称等	取扱事務数
市長	企画政策部	30
	総務部	17
	税務部	24
	市民部	80
	福祉部	112
	健康こども部	74
	経済環境部	46
	土木部	38
	都市部	62
	資産管理経営室	9
	契約検査室	3
	志津霊園対策室	3
	会計室	3
水道事業管理者		25
議会		3
監査委員		1
選挙管理委員会		11
農業委員会		10
教育委員会		55
固定資産評価審査委員会		0
個人情報取扱事務総数		606

(2) 保有個人情報取扱事務の届出事項

(単位：件)

内容	説明	取扱事務数	割合
保有個人情報の記録項目	戸籍的事項	606	100.0%
	心身の状況	189	31.2%
	家庭状況	221	36.5%
	社会生活	388	64.0%
	思想、信条等	14	2.3%
	その他	141	23.3%
	本人以外からの収集		180
経常的な目的外利用		29	4.8%

経常的な外部提供		159	26.2%
委託の割合		103	17.0%
電子計算機処理		188	31.0%

(3) 保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況について

平成22年4月1日から平成23年3月31日までに、実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る目的外利用は、5件です。

なお、経常的な目的外利用として届け出られているものを除きます。

(4) 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について

平成22年4月1日から平成23年3月31日までに、実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る外部提供は、147件です。主な外部提供先は、警察署(70件)となっており、刑事訴訟法第197条第2項等による照会に基づき提供したものです。

なお、経常的な外部提供として届け出られているものを除きます。

2 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の件数並びにその処理状況

(1) 開示請求の件数及びその処理状況

平成22年4月1日から平成23年3月31日までに、延べ13人(実質人数12人)の方から開示請求があり、これらの請求に対して実施機関が行った全部開示・部分開示等の処理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

請求 件数	公文書 件数	決定区分等						取下げ
		開示：24		不開示：0				
		全部 開示	部分 開示	16条 各号	存否応 答拒否	不存在	却下	
13	24	24	0	0	0	0	0	0

(2) 訂正及び利用停止請求の件数及びその処理状況

平成22年4月1日から平成23年3月31日までに、訂正及び利用停止請求はありませんでした。

(3) 口頭による開示請求の実施状況

平成22年度職員採用試験の口頭による開示の実施状況は、次のとおりです。

保有個人情報の種類	平成22年度印旛郡市職員採用共同試験結果(上級職)
開示した内容	第1次試験不合格者の総合順位、一般教養試験の正解数及び専門試験の正解数
開示の実施期間	平成22年8月20日～平成22年9月17日
開示の実施場所	佐倉市役所総務課
開示の件数	23件(対象者数：565名)

開示の方法	情報の内容を転記した書類を交付
保有個人情報の種類	平成22年度印旛郡市職員採用共同試験結果（専門職）
開示した内容	第1次試験不合格者の総合順位、一般教養試験の正解数及び専門試験の正解数
開示の実施期間	平成22年10月15日～平成22年11月12日
開示の実施場所	佐倉市役所総務課
開示の件数	0件（対象者数：42名）
開示の方法	情報の内容を転記した書類を交付

3 個人情報保護委員会に対する不服の申出等

平成22年4月1日から平成23年3月31日までに、実施機関の決定に不服がある場合に行われる個人情報保護委員会に対する不服の申出が1件、実施機関に対する異議申立てが1件ありました。これは、ひとつの部分開示決定に対して同時になされたものです。

これについて、実施機関に対する異議申立てにより、部分開示決定が全部開示決定となったため、個人情報保護委員会に対する不服の申出は取り下げられました。

また、相談・苦情等はありませんでした。